

65歳になったとき＝老齢基礎年金



- ▶受給できる方
  - ・65歳に達していること
  - ・25年以上加入していること
- ▶年金額 年額60万円  
これは20歳から60歳になるまでの40年間、保険料の滞納がない場合で、もし未納期間があると減額されます。
- ・昭和36年4月以降公的年金に加入していれば満額の年金となります。
- ・大正15年4月1日以前に生まれた方は、現行の制度がそのまま適用されます。

基礎年金

死亡したとき＝遺族基礎年金

- ▶受給できる方
  - ・老齢基礎年金の受給資格期間(原則として25年)を満たしていること。
  - ・加入期間の3分の2以上保険料を納めていること。
- ▶年金額 年額60万円
  - ・子供(18歳未満)の加算は2人までは各18万円、3人目以降は各6万円をプラスします。

障害者になったとき＝障害基礎年金

- ▶受給できる方
  - ・20歳になる前に身障者になった方
  - ・年金制度に加入期間中に病気やケガで障害者になった方(ただし加入期間の3分の2以上保険料を納めている方です)
- ▶年金額
  - ・1級障害……年額75万円
  - ・2級障害……年額60万円
 また、受給者に18歳(障害者は20歳)未満の子供があるときは、子供の分が加算されます。



自営業等の方だけの給付

- ◆付加年金……付加保険料を納めた方は、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。
- ◆寡婦年金……老齢基礎年金の受給資格のあるご主人が、年金を受けずに亡くなったときには、奥さんに60歳から65歳までの間支給されます。(ご主人の年金3/4の額)
- ◆死亡一時金……保険料を3年以上納めた方が亡くなったときに、その遺族に支給、額は納めた年数により10万円～20万円です。

新しい国民年金制度



20歳以上60歳未満の方



厚生年金や共済組合の加入者



厚生年金や共済組合の加入者の奥さんで20歳以上60歳未満の方

◆任意加入できる方

- ①60歳から65歳までの方
- ②20歳以上の学生
- ③外国に住んでいる日本人で20歳から65歳までの方

加入する方(強制加入)

保険料は

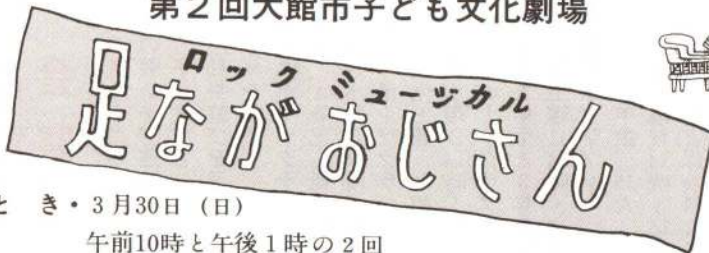


※年金額は59年度の価格で、物価スライドがあれば額も変わります。

自営業や農林業などの方は、いままでどおり市へ納付します。また、サラリーマンの奥さんの保険料は、厚生年金や共済組合がまとめて納めることとなります。

- ◎定額保険料 月額七千円  
これは六十一年度の保険料で、六十二年以降も年金額の物価スライドがあればその分だけ上がります。
- ◎付加保険料 月額四百円  
これは自営業や農林業などの第一号被保険者だけに適用されます
- ▼保険料の納付方法  
自営業や農林業などの方は、いままでどおり市へ納付します。また、サラリーマンの奥さんの保険料は、厚生年金や共済組合がまとめて納めることとなります。

第2回大館市子ども文化劇場



とき・3月30日(日)  
午前10時と午後1時の2回  
ところ・市民文化会館大ホール  
入場料・子ども700円、大人1,000円、親子1,500円  
発売所・子ども世話人または正札竹村、いとくショッピングセンター



市民文化会館事業

大館市出身の  
シュールレアリスム画家  
浜松小源太遺作展  
とき・3月26日～30日  
午前10時～午後6時  
入場料・無料  
出品作品  
「世紀の系図」  
「失風景」  
「地隅」  
「渇水期」ほか